

仁王地区活動センターの設置について

平成26年 2月17日
市 民 部

1 趣旨

住民の集会、レクリエーションその他のコミュニティ活動のための施設として、仁王地区活動センターを設置しようとするものである。

2 内容

(1) 設置方法

盛岡市地区活動センター条例の一部を改正する条例を平成26年3月議会に提案することによる。

(2) 改正の内容

ア 設置しようとする地区活動センターの名称及び位置

名 称	位 置
仁王地区活動センター	盛岡市三ツ割字下更ノ沢26番地4

イ 運営及び管理 指定管理者に行わせるものとする（利用料金制は採用しない。）。

ウ 開館時間及び休館日

(ア) 開館時間 午前9時から午後9時まで

(イ) 休館日 12月30日から翌年の1月3日までの日

エ 使用料

仁王地区活動センターの使用料は、原則、無料とする。

私的な催し等、有料となる場合の使用料を次表のとおり定める。

区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
体育館	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円

オ 施行期日

規則で定める日から施行する（平成27年4月予定）。

(3) 施設の概要

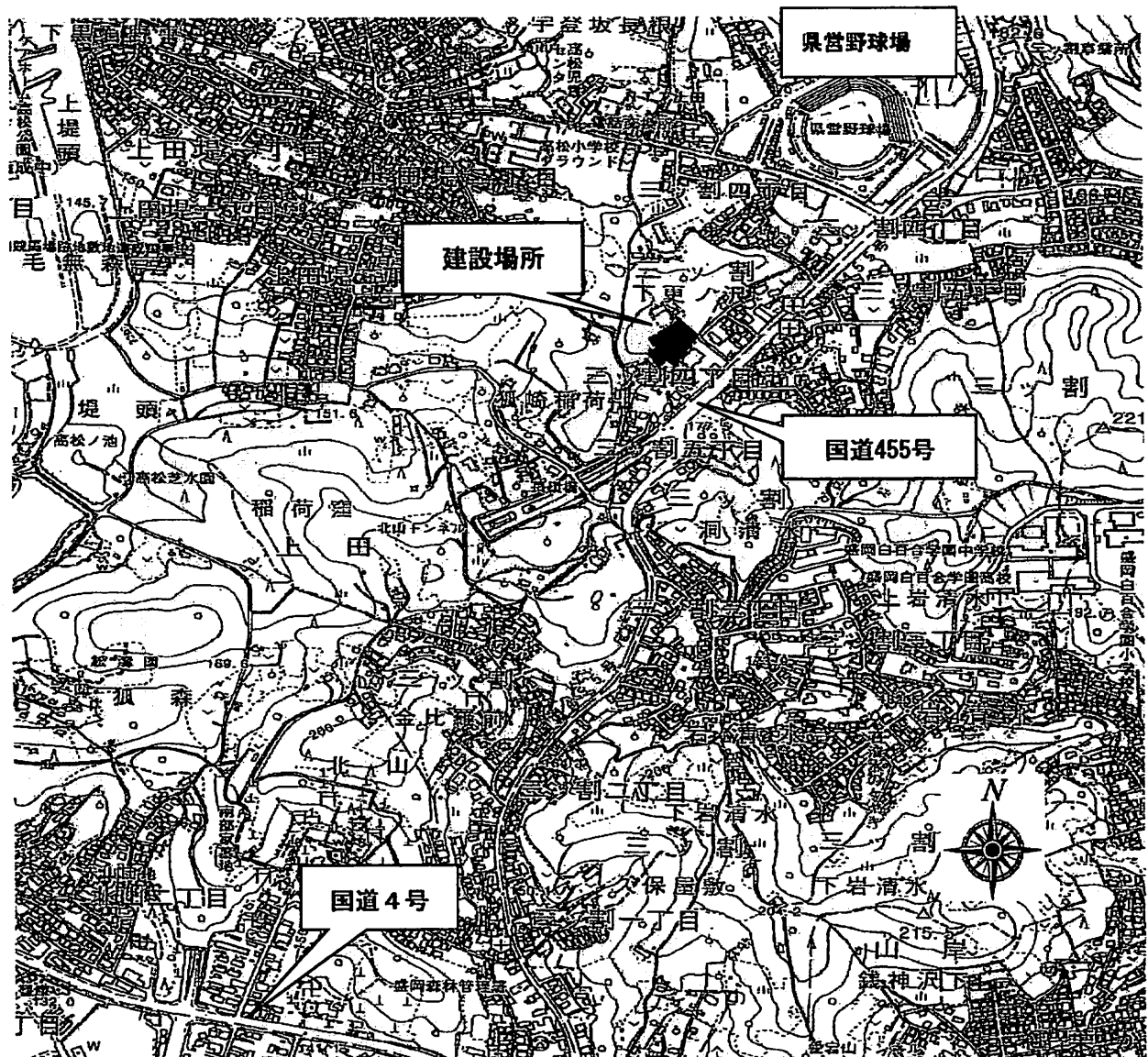
建物構造 鉄骨平屋建 敷地面積 3,305㎡ 建築面積 799.98㎡

設置機能 体育館 403㎡, 料理実習室40㎡, 集会室 106㎡

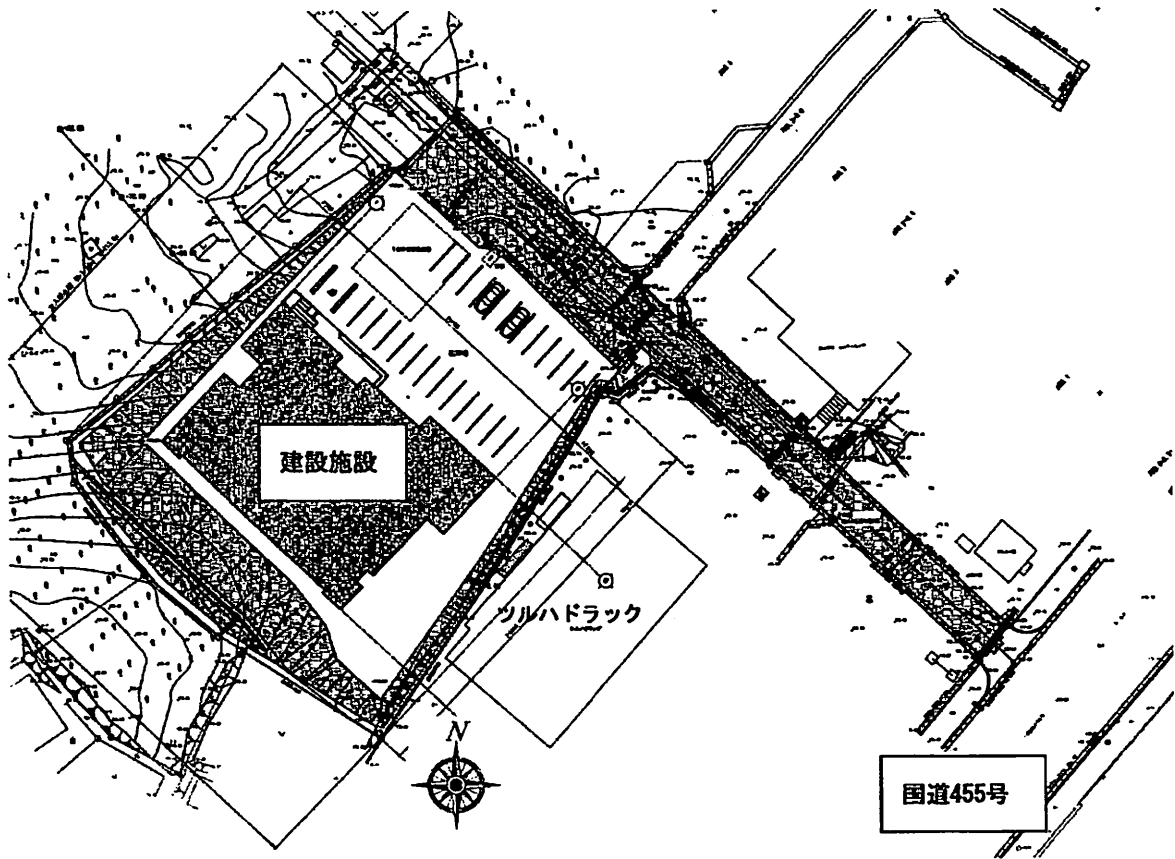
(4) 今後（H26年2月以降）のスケジュール

平成26年	3月	市議会に「盛岡市地区活動センター条例の一部を改正する条例」案を提出
	4月	指定管理者の選考手続き開始
	7月	建設工事契約締結
	12月	指定管理者の決定
平成27年	1月	備品等購入契約締結
	3月	建物等完成，備品等搬入設置完了
	4月	仁王地区活動センター開館（指定管理開始）

◆仁王地区活動センター位置図



◆仁王地区活動センター建物配置図



◆仁王地区活動センター建物平面図

